

届出書類の提出について

さいたま市福祉局長寿応援部
介護保険課



書類の提出方法について

●令和6年4月より、「電子申請・届出システム」を利用した申請が原則化されました。さいたま市では、令和6年2月1日より「電子申請・届出システム」での受付を開始しています。受付可能な届出は以下のとおりです。

- ・新規指定申請
- ・指定更新申請
- ・変更届出書
- ・加算届出
- ・廃止・休止届出
- ・再開届出

※やむを得ない事情によりシステム利用ができない場合は、電子メール等、他の方法による申請も可能とします。

※「電子申請・届出システム」の利用については事前準備が必要となります。事前準備については次ページをご確認ください。

電子申請・届出システムの利用について①

- 「電子申請・届出システム」の利用についてはGビズIDアカウントの取得が必須となります。アカウントの種類は以下のとおりです。

gBizIDプライム	会社代表、個人事業主向け	利用可
gBizIDメンバー	gBizIDプライム取得組織の従業員向け（複数作成可能）	利用可
gBizIDエントリー	事業しているなら誰でも	利用不可

- 電子申請届出システムで利用できるGビズIDのアカウント種類は、「**gBizIDプライム**」と「**gBizIDメンバー**」です。

※「gBizIDエントリー」では利用できませんので、ご注意ください。

- 書類郵送にてアカウントを作成する場合は、押印のある申請書と印鑑証明書をGビズID運用センターへ郵送するため、2週間ほどかかる場合があります。

※詳細についてはデジタル庁のホームページをご確認ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

電子申請・届出システムの利用について②

＜登記情報提供サービスについて＞

- 電子申請届出システムでの受付では、新規指定申請などの際に添付書類として必要な登記事項証明書は、紙媒体での提出に代わり、法務局が管轄する登記情報をインターネット上で確認できる「登記情報提供サービス」で取得いただいた電子データでの提出で受付を可能といたします。
- 「登記情報提供サービス」の利用には登録が必要となります。

※詳細については、登記情報提供サービスのホームページをご確認ください。

<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>

新規指定申請について

○ 提出期限

毎月10日締め切り、翌月1日指定

※10日が土日祝日の場合は、直前の開庁日が締め切りとなります。

○ 注意事項

- 電子申請届出システム提出後に電話で提出した旨の連絡をお願いします。
通常、申請手続きは1回で済むことはありません。締め切りまでに3回程度は修正いただくこととなりますので、遅くとも締め切りの5開庁日前までには1回目の申請手続きを行うよう、余裕を持った手続きをお願いいたします。
なお、申請受付の締め切り当日までに、不備が無い書類での申請手続きが出来ない場合、翌月1日の指定はできません。
- 窓口提出の際には電話でのご予約をお願いします。
- 郵送での提出の場合は、窓口での提出より訂正書類等の送付に時間がかかります。
そのため、窓口での提出より余裕を持った手続きをお願いいたします。

★ 申請書類など詳細につきましては、市ホームページ「介護保険事業所の指定申請について（新規事業所開設をお考えの事業者の方へ）」をご覧ください。

【URL】 <https://www.city.saitama.jp/005/001/018/002/p082956.html>

【辿り方】 トップページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 介護保険 > 指定申請・指定更新・変更・廃止・休止・再開 > 介護保険事業所の指定申請について（新規事業所開設をお考えの事業者の方へ）

指定更新申請について

○ 提出期限

指定有効期限の前月末日

※前月末日が土日祝日の場合は、直前の開庁日が締め切りとなります。

○ 指定更新通知について

指定（許可）の有効期間の満了日を迎える事業所・施設について、有効期限満了日の 約2か月から3か月前に案内の通知を郵送します。
案内通知に従って手続きを進めてください。

○ 注意事項

休止中の事業所・施設については、指定更新されません。
満了日にて指定の効力を失うこととなります。ご注意ください。

★ 申請書類など詳細につきましては、市ホームページ「介護保険事業所の指定更新について」をご覧ください。

【URL】 <https://www.city.saitama.jp/005/001/018/002/p082762.html>

【辿り方】 トップページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 介護保険 > 指定申請・指定更新・変更・廃止・休止・再開 > 介護保険事業所の指定更新について

変更届出書について

○ 提出期限

変更日から10日以内

○ 注意事項

変更事由「申請者の名称」「主たる事務所の所在地」「代表者（開設者）の氏名、生年月日及び住所」「登記事項証明書・条例等」は、添付書類として「登記事項証明書（原本）」を提出していただいておりますが、もし、登記事項証明書の変更が提出期限までに間に合わない場合には、先に変更届を期限までに提出していただき、登記事項証明書は準備ができ次第、速やかに提出してください。なお、その際には、登記事項証明書は後ほど提出する旨、お示しく下さい。

★ 届出書類など詳細につきましては、市ホームページ「介護保険事業所等の変更について」をご覧ください。「変更届出書添付書類チェックリスト」も掲載しておりますので、添付書類の確認の際、ぜひ活用してください。

【URL】 <https://www.city.saitama.jp/005/001/018/002/p083084.html>

【辿り方】 トップページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 介護保険 > 指定申請・指定更新・変更・廃止・休止・再開 > 介護保険事業所等の変更について

廃止・休止・再開届出書について

<廃止届・休止届、指定辞退届について>

○ 提出期限

廃止・休止・指定辞退日の1月前

<再開届について>

○ 提出期限

再開日から10日以内

○ 注意事項

再開届出書に必要な書類の他、再開前と変更している事項がある場合は、変更届出書及びその添付書類の提出も必要です。

★ 届出書類など詳細につきましては、市ホームページ「介護保険事業所等の廃止・休止・再開について」をご覧ください。

【URL】 <https://www.city.saitama.jp/005/001/018/002/p083272.html>

【辿り方】 トップページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 介護保険 > 指定申請・指定更新・変更・廃止・休止・再開 > 介護保険事業所等の廃止・休止・再開について

加算等の届出について

サービス種類・加算項目	届出期限
・ 訪問通所サービス ・ 福祉用具貸与 ・ 居宅介護支援 ・ （看護）小規模多機能型居宅介護	加算適用月の前月15日 ※15日が祝祭日の場合、その前日 例：9月15日までに届け出た場合、10月より加算適用。
・ 短期入所サービス ・ （地域密着型）特定施設入居者生活介護 ・ （地域密着型）介護保険施設 ・ 認知症対応型共同生活介護	加算適用月の初日 例：10月1日に届け出た場合、10月より加算適用。
・ 緊急時訪問看護加算	届出日から算定
・ 介護職員等処遇改善計画書	当該事業年度において初めて加算を算定する月の前々月の末日 例：9月30日に届け出た場合、11月より加算適用。

★ 届出書類など詳細につきましては、市ホームページ「介護報酬における加算等の届出について」をご覧ください。「体制等状況一覧表添付書類チェックリスト」も掲載しておりますので、添付書類の確認の際、ぜひ活用してください。

【URL】 <https://www.city.saitama.jp/005/001/018/011/p019440.html>

【辿り方】 トップページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 介護保険 > 加算・減算関係 > 介護報酬における加算等の届出について

勤務形態一覧表の記入方法について

- 兼務している職員の勤務形態一覧表の書き方について、事業所ごと記載の方法が様々です。下の表のような記載をお願いします。

職種ごとで分けて記入してください

同時並行的に兼務できない職種は時間を分けて記入してください

(3) 事業所における常勤の従業者が勤務すべき時間数 40 時間/週 160 時間/月

No	(4) 職種	(5) 勤務形態	(6) 資格	(7) 氏名	(8)																												(9) 1～4週目の勤務時間合計	(10) 週平均勤務時間数	(11) 兼務状況 (兼務先/兼務する職務の内容)等		
					1週目							2週目							3週目							4週目										5週目	
					1月	2火	3水	4木	5金	6土	7日	8月	9火	10水	11木	12金	13土	14日	15月	16火	17水	18木	19金	20土	21日	22月	23火	24水	25木	26金	27土	28日					
1	管理者	B	—	〇〇 A子	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0			8.0	8.0	8.0	8.0	8.0			8.0	8.0	8.0	8.0	8.0			8.0	8.0	8.0	8.0	8.0			160	40	生活相談員、介護職員		
2	生活相談員	B	社会福祉士	〇〇 A子	8.0		8.0	8.0	8.0			4.0	4.0	4.0	4.0	4.0			8.0	8.0		3.0	5.0			8.0		8.0		8.0			100	25	管理者、介護職員		
3	介護職員	B	介護福祉士	〇〇 A子	8.0							4.0	4.0	4.0	4.0	4.0				8.0	5.0	3.0				8.0		8.0				60	15	管理者、生活相談員			
4																																					
5																																					
6																																					

兼務している場合は兼務先の情報を記入してください

メールアドレスの登録について

- さいたま市から介護保険事業所のみなさまへの情報発信のペーパーレス化、災害等の対応に係る周知の迅速化のため、原則としてメールにて文書を発信して各種通知を行っています。事業所のメールアドレスがあり、登録がお済みでない事業所につきましては以下のURLより手続きをお願いします。また、メールアドレスの変更があった際にもお手続きをお願いします。

URL : <https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/018/010/p050158.html>